

会 議 録

名 称	市川市子ども・子育て会議（平成29年度第1回）	
議題及び議題 毎の公開・非 公開の別 ※非公開の場合は公 文書公開条例第8条 の項号を記載する	1. 正副会長の互選について 2. 市川市子ども・子育て会議について 3. 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について 4. 育児休業中の在園児童に係る利用期間の延長について 5. 第1期障害児福祉計画について（報告） 6. 「幼保就職ナビ in いちかわ」について	
開催日時場所	平成29年7月25日（火）午後1時00分～午後3時 全日警ホール2階 第3会議室	
出席者	委員	高尾公矢 西智子 大神優子 田口安克 五ノ井きよみ 丸山賢治 川副孝夫 吉原正実 渡慶次康子 平井智子 鈴木達也 近藤弘望 野見山直子 知久有美 後藤智香子
	事務局 (所管課)	こども政策部 子育て支援課
	関係課等	こども入園課、こども施設運営課、こども施設計画課、発達支援課、 こども福祉課 保健センター健康支援課 教育政策課 青少年育成課 学校地域連携推進課
傍聴区分	㊦（0人）・不可	
会議の概要 ※詳細別紙		
配布資料	・次第 1. 市川市子ども・子育て会議条例 2. 市川市子ども・子育て会議委員名簿 3. 市川市子ども・子育て会議 前期の審議事項・平成29年度審議予定 4. 市川市審議会等の会議の公開に関する指針 5. 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について 6. 育児休業中の在園児童に係る利用期間の延長について 7. 第1期障害児福祉計画について 8. 「幼保就職ナビ in いちかわ」について	
特記事項		

別紙

市川市子ども・子育て会議（平成29年度第1回）（詳細）

- 1 開催日時：平成29年7月25日（火）午後1時00分～午後3時
- 2 場 所：全日警ホール2階 第3会議室
- 3 出席者：
委 員 高尾公矢 西智子 大神優子 田口安克 五ノ井きよみ 丸山賢治
川副孝夫 吉原正実 渡慶次康子 平井智子 鈴木達也 近藤弘望
野見山直子 知久有美 後藤智香子
市川市 大野こども政策部長、市來こども政策部次長、岡崎子育て支援課長、
宮内こども入園課長、山元こども施設運営課長、
長谷川こども施設運営課副参事、小西こども施設計画課長、
鷺沼発達支援課長、横川こども福祉課長、鹿倉保健部次長、
菊池保健センター健康支援課長、伊藤生涯学習部次長、根本教育政策課長、
野村青少年育成課長、井上学校教育部次長、堀江学校地域連携推進課長ほか
- 4 議 題：
 1. 正副会長の互選について
 2. 市川市子ども・子育て会議について
 3. 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について
 4. 育児休業中の在園児童に係る利用期間の延長について
 5. 第1期障害児福祉計画について（報告）
 6. 「幼保就職ナビ in いちかわ」について
- 5 配布資料：
 - ・次第
 - 1. 市川市子ども・子育て会議条例
 - 2. 市川市子ども・子育て会議委員名簿
 - 3. 市川市子ども・子育て会議 前期の審議事項・平成29年度審議予定
 - 4. 市川市審議会等の会議の公開に関する指針
 - 5. 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について
 - 6. 育児休業中の在園児童に係る利用期間の延長について
 - 7. 第1期障害児福祉計画について
 - 8. 「幼保就職ナビ in いちかわ」について

【 午後 1 時 0 0 分 開会 】

<p>岡崎課長：</p>	<p>それでは、会議を始めるにあたりまして、仮議長を決めさせていただきたいと思います。正副会長を選出するまで暫定的に仮議長はこども政策部次長に努めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。それでは市來次長、よろしく願いいたします。</p>
<p>市來次長：</p>	<p>こども政策部次長の市來と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは、私の方で仮議長を務めさせていただきます。只今より、第 1 回市川市子ども・子育て会議を開催致します。本日は 1 名遅れていらっしゃるとのことですが、他の方は全員出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。次に本日の会議の公開に関して皆様にお諮りいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、個人が特定できる議題等を審議する場合を除きまして、原則公開ということとなっております。本日は特に非公開にすべき議題はございませんので公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、傍聴人の方がおられましたら、どうぞ中にご案内してください。</p> <p>(傍聴人なし)</p> <p>会議次第によりまして、議事を進めたいと思います。それでは、議題 1 「正副会長の互選について」です。資料 1 にあります「市川市子ども・子育て会議条例」第 5 条をご覧くださいと思います。会長・副会長の選出につきましては、互選ということになっております。まず、会長を選出させていただきます。自薦、他薦がありますが、いかがでしょうか。はい、丸山委員、お願いいたします。</p>
<p>丸山委員：</p>	<p>はい。高尾委員を推薦させていただきたいと思います。高尾委員はこの前の期、第 2 期の市川市子ども・子育て会議でも会長を務められておりまして、市川市の児童福祉施策についても精通されていらっしゃるし、会の運営についても非常に滑らかに上手にまとめられていたという印象をもっておりますのでぜひ高尾委員にお願いしたいと思います。</p>
<p>市來次長：</p>	<p>ありがとうございました。他にございませんでしょうか。ご意見がなければ、只今推薦のありましたように、会長を高尾委員にお願いするこ</p>

市來次長：	<p>とでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは高尾委員にお願いしたいと思います。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
岡崎課長：	<p>ではここで、会長になられました高尾委員に席をお移りいただきます。</p> <p>では会長になられました高尾委員から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
高尾会長：	<p>それでは、改めましてこんにちは。前回に引き続きまして、会長を務めさせていただきます。前回もそうでしたけれども、皆様方の協力がないと進めていくことが難しいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいいたします。</p>
岡崎課長：	<p>それでは高尾会長、議長のほど、よろしくお願いいいたします。</p>
高尾会長：	<p>それでは、続いて副会長を選出させていただきます。</p> <p>副会長につきましては、前期の市川市子ども・子育て会議で副会長を務めていただきました、様々な子育て支援事業にも関わっていらっしゃいます川副委員を副会長に推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>よろしいでしょうか。それでは川副委員、お引き受けいただけますでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。お引き受けいただきました。それでは副会長席へ、ご移動をお願いいたします。</p> <p>それでは川副副会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
川副副会長：	<p>改めまして、市川市の子どもの育つ環境を、皆さんと一緒に考えていけたらと思います。そこに取り巻く親御さんとか関係者、皆さんが喜びを持って子どもの育ちを見守る、そういう市川市になってほしいと思います。高尾会長を支えて協力したいと思いますのでよろしくお願いいいたします。</p>

高尾会長：	<p>ありがとうございました。市川市をめぐるましては、待機児童の問題だとか、保育園と幼稚園と小学校の連携とか、様々な課題が残されております。忌憚のないご意見をお伺いしていくということになると思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次第2に入りまして「市川市子ども・子育て会議について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
岡崎課長：	<p>子育て支援課長でございます。では、資料1をご覧くださいながら、進めさせていただきます。</p> <p>(資料1「市川市子ども・子育て会議条例」、資料3「市川市子ども・子育て会議 前期の審議事項・平成29年度審議予定」、資料4「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき説明)</p>
高尾会長：	<p>只今事務局より「市川市子ども・子育て会議」についての説明がありました。何かご意見、ご質問がありますでしょうか。お願ひいたします。はい、どうぞ。</p>
後藤委員：	<p>後藤と申します。初めてなので教えていただきたいのですが、先ほど子育て支援課長さんから、事業計画の見直しですとか、実践について今後より一層推進していくというお話があったのですが、そのための分科会みたいなものは特に開催されないという理解でよろしいですか。</p>
高尾会長：	<p>今のところは分科会は設けておりません。</p>
後藤委員：	<p>分科会を設けずに、事務局の皆さんの方で作っていただいて、それをこちらで審議するという。</p>
高尾会長：	<p>はい。</p>
後藤委員：	<p>はい。わかりました。</p>
高尾会長：	<p>よろしいですか。他にご意見がありましたらお願ひいたします。</p>
後藤委員：	<p>すみません。気になるのが、事業計画の見直しのプロセスと言いますか、どうなっているかというのが不勉強でわかっていないのですけれど</p>

	<p>も。私は専門が都市計画なのですが、都市計画だと市民の方を交えて議論をしながら作っていくということがありますのですが、そういったプロセスは特に踏まなくていいのかというところがすごく気になるのですけれども。</p>
高尾会長：	<p>プランを作成する時に市民の方々から意見を聞いておりますし、審議会の中でも意見を聞いておりますので、一応それは出来上がっている訳ですね。それを見直していく訳ですから、どういうふうに見直すかということは、行政の方で見直し案を作って、それをここで揉んでいくというスタイルをとっております。今のところはそういった形で進めております。</p>
後藤委員：	<p>はい。</p>
高尾会長：	<p>他によろしいでしょうか。もしご意見があれば言っていただいて結構ですけれども。よろしいでしょうか。</p> <p>追々見直しのプロセスに関しましても議論がされようかと思っておりますので、その時に説明をするということで進めていきたいと思っております。</p> <p>それでは「市川市子ども・子育て会議」につきましては以上にしておきますけれども、もし何かありましたらまたご質問いただきたいと思います。</p> <p>それでは次に移ります。次第3「特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について」です。事務局から説明をお願いいたします。</p>
子ども施設 計画課長：	<p>子ども施設計画課長でございます。それでは次第3「特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について」、資料5に沿ってご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>(資料5「特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について」に基づき説明)</p>
高尾会長：	<p>それでは、事務局から説明がありましたけれども、ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。</p>
田口委員：	<p>田口でございます。表の見方なのですけれども、教えていただければと思います。4ページの5番のaとbのところですが、説明を聞き</p>

	逃してしましまして、必要な利用定員と事業計画上の利用定員、ここの違いですか、2号認定3歳以上の方、この差とか、そもそもこれはどういったことなのか教えていただけますか。
高尾会長	では事務局の方でお願いします。
こども施設 計画課長：	こちらは必要な量の定員の見込みと事業計画上の利用定員というところになります。3歳以上につきましては、2,188人となっておりますので、ここまで確保すべきであろうという形で確保方策、bの行の方を設定させていただいております。必要な利用定員につきましても、事業計画を作った時に、平成32年4月1日の時点で、市川市として1,720人が量の見込みというaの行として設定しましたけれども、これから計算して事業計画上、確保策として2,188人の利用定員を設定すべきであろうと計画を立てた数字がこちらになっております。32年4月1日時点で市川市としては1,720人という利用定員の量を見込みましたけれども、利用定員の確保としては2,188人が必要であろうという計画を基に策定をしまして、それを基に整備を進めているという状況になっております。ただこの後色々人口の移動等がございまして、また今年見直しをするという形になっております。この数字につきましても、今年度中に見直しを行いまして変わるのかなと考えております。以上でございます。
高尾会長：	よろしいですか。
田口委員：	すみませんがよく理解できなくて。今のお話だと、aが当初の計画で、その後見直してbになったと、そのように聞こえたのですが、理解が違いますか。
こども施設 計画課：	こども施設計画課でございます。aの欄の数字は、平成32年4月1日時点で見込まれる需要の数字ということになりまして、それに対してbの数字は市川市として整備を目指す数字ということになります。これが子ども・子育て支援事業計画を策定した時点の数字となりますので、今年度見直しをかけて今後この数字も変更させていただくということになります。
高尾会長	例えば2号認定ですと、aの数字1,720人というのは、かつての計画でここまで目指すんだという計画だった訳です。それでは足りないだろう

	<p>ということで、bの2,188人にしたということですよ。そういうことでもいいですよ。</p>
<p>こども施設 計画課：</p>	<p>間違いございません。</p>
<p>田口委員：</p>	<p>要するにbが目標で、今後の見通しで変わるということによろしいですか。見直しが前提で、ここが基準なのでここから比べて今どうなっているか。bが基準だということやっていくと。aはあくまでも当初の、24年でしたか、32年4月1日が目標だけれども計画上はbだと。そういう理解でよろしいですか。</p>
<p>こども施設 計画課：</p>	<p>市川市として整備を目指していくのはbの欄の数字ということですので、この数字を目指していくということです。</p>
<p>高尾会長：</p>	<p>更にそれが適切であるかどうか議論の対象になるということですよ。それでよろしいでしょうか。</p>
<p>田口委員：</p>	<p>はい。</p>
<p>高尾会長：</p>	<p>では、他にご意見・ご質問がありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。はい、どうぞ。</p>
<p>後藤委員：</p>	<p>後藤です。ちょっと違う観点からなので発言しようか迷ったのですが、せつかなのですみません。私はミルキーホーム東菅野園の近くに住んでいるので、現地を見て来ました。カイドウ公園も見えて来たのですが、そこで二つ質問があります。一つは定員についてではないのですが、屋外遊技場がカイドウ公園と指定されているのですが、これはどうやって決めているのかなと思って質問します。というのも、カイドウ公園を見て来たところ、非常に管理が行き届いてなくて、且つ小さくて、196㎡と書いてあるのですが、草がぼうぼうに覆い茂っているのでこんなに使えないというのが率直な感想で、ここを屋外遊技場として指定するのであれば、一回実際に利用者さんと保育園の方と市の方と見るとか、何か工夫が必要かなと思いました。子どもがたぶん30人も遊べない、まあ、30人は行かないと思うのですが、親としてもちょっと綺麗にした方が、子どもとしてはいい環境だと思います。そういうチェックをどうやっているのかなと思いました。もう一つが、</p>

	<p>東菅野ということで菅野に近いのですけれども、ししの子保育園の時に反対があったと思うのですけれども、この事例では、特に近隣の方との調整というのは行政の方はどういうふうにやって着工に至ったのかということをお聞きしたいと思います。</p>
高尾会長：	<p>では、二点お願い致します。</p>
こども施設 計画課長：	<p>今お話しいただきましたカイドウ公園につきましては、市の方でも把握しております。原則的に自治会の方に管理を委託しておりますけれども、公園を管理しております公園緑地課、あと事業者の方で、開園まで時間がまだありますので、少しその辺を整えていきたいと考えております。あと基準としましては、自園の中に園庭があるというのが理想でありますけれども、保育園は国の規定等がございます、市川市ではおおむね300m以内に公園ですとか神社、そういう空地が確保されているところがあればそちらを代替え園庭とさせていただいております。ただ空いているというだけではなくて、公園や神社、その後建設が予定されないというところでやらせていただいております。それから菅野の土地の方は、近隣の方々のご理解が得られなくて、事業者の方が撤退したということがございますけれども、こちらの方は事業者が近隣を回ったところ、特に反対意見もなく進めているというお話を聞いておりますので、ご安心いただきたいと思います。以上でございます。</p>
後藤委員：	<p>はい、どうもありがとうございます。わかりました。</p> <p>このカイドウ公園は、私の方で見てきて、夏の暑い昼間だったので利用している子どもが全くいなかったのですけれども、保育園とかうまく利用できる価値がすごくあるなと思ったので、私も協力できることがあるかもしれないし、いいものにしたらい屋外代替地になると思いました。</p> <p>あと、近隣との調整は、私も反対してくれませんかと言われた立場で苦しかったのですけれども、これだけ必要なんだという、仮囲いでも何でもいいので、うまく街の人に伝わるといいなと思いました。というのも、ちょっとずれるのですが、反対の方とお話する中で、ここはそんなに必要ないみたいな話を言われて結構苦しかったんです。南側に比べれば、北はそんなに必要ないだろうとか、優先順位は低いだろうとか、色々な話がありまして、行政の方の理解と地域の方の理解と実際に保育園を使いたい親の理解はたぶんちょっとずつ違うんだなと思っていて、客観</p>

	<p>的な数字で地域の方にも把握していただく必要があるなと思いましたが、菅野保育園のすぐ近くがつぶれて、こっちができるというのはなんだか腑に落ちないところもあるのですが、わかりました。ありがとうございました。</p>
高尾会長：	<p>他にご意見はありますか。はい、どうぞ。</p>
田口委員：	<p>田口でございます。利用定員という数字にこだわって大変恐縮なのですが、まず我々の意見徴収として対象にさせていただいているのは、この77名と38名という、先ほど30年4月1日、計画ではこのようにやるということですが、これはまた新たに意見徴収ということによろしいでしょうか。確認したいと思います。あと2ページのこの168名というのはどういった数字なのでしょう。</p>
高尾会長：	<p>では、事務局の方からお願い致します。</p>
こども施設 計画課長：	<p>今回ご審議いただくのは77名と38名ということになります。今後につきましては、開園にあたりまして予定をお聞きするという形になりますので、今後については改めて聞く予定はございません。それから168人でございますけれども、来年の4月時点で0歳を21名に拡大します。1～2歳は変更無しで、3歳を31名に変更いたします。4歳を31名、5歳を37名、合計で168名という形になりますので、0歳と3歳が変わってくるという形になりますので、168名という最近ではかなり大きな保育園が出来上がります。</p>
高尾会長	<p>よろしいですか。</p>
田口委員：	<p>はい。</p>
高尾会長：	<p>他にご意見ありますか。</p> <p>では私の方から。「そらまめ」というのは市川の駅前ですよ。私は市川の駅の北口はバスで通うことがありますのでわかるのですが、これは南側ですよ。そうすると風営法ですか、風俗とかパチンコ店とかあると規制の対象になりますよね。それは大丈夫なのですか。</p>
こども施設	<p>はい。俗に言う風営法の規制対象ですが、保育園が規制対象に</p>

<p>計画課長：</p>	<p>なるのではなくて、保育園が出来たことによって、風営法対象施設、パチンコ店ですとかマージャン、スナック等が制限されるという形になります。ここですと駅前にパチンコ店が 1 軒ございまして、このパチンコ店の 4 分の 1 くらいがひっかかるという形になりますので、この 4 分の 1 部分が規制対象となります。4 分の 3 部分で既存の営業はそのままできます。大規模改修ですとか、それを他人に売買することはできないという、そういう制限がかかります。ですから、あくまでも風営法対象施設が、例えば隣にあっても保育園は建てることはできます。ただ、保育園ができたことによって、おおむね 70m 以内にあるパチンコ・マージャン・スナック等は、営業は継続できますけれども、大規模な改修をしたりですとか、この権利を他人に売買することはできないということになります。</p>
<p>高尾会長：</p>	<p>はい。ということだそうです。はい、どうぞ。</p>
<p>後藤委員：</p>	<p>なるほどという感じなのですが、逆に言うと、保育園と風営施設が近くにあることはやっぱり望ましいということではないですね。もちろん最初にパチンコ店があって、その後に保育園ができるので保育園は立地できるのですが、先に保育園があったとしたら、風営施設は来ることはできないということです。いずれにしてもどっちが先に建つかという問題だけで、本当はあまりよくないのではないかと。感想として述べさせていただきました。</p>
<p>高尾会長：</p>	<p>はい。他にご意見ありましたらお願いいたします。</p> <p>それでは、風営法の問題も含めまして、住民の反対運動というようなこともありますので、その点はよく注意してやっていくことになろうかと思えます。</p> <p>それでは第 4 の次第に入りますけれども、「育児休業中の在園児童に係る利用期間の延長について」です。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>こども入園課長：</p>	<p>こども入園課でございます。資料 6「育児休業取得中の在園児童に係る利用期間の延長について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>(資料 6「育児休業取得中の在園児童に係る利用期間の延長について」に基づき説明)</p>
<p>高尾会長：</p>	<p>今、事務局から説明がありましたけれども、ご意見、ご質問がありま</p>

	<p>したらお願いいたします。</p> <p>説明のとおりということは、2歳までよろしいということですか。</p>
こども入園 課長：	2歳の属する年度末という形になります。
高尾会長：	ということは半年伸びるということ？今までは1歳6ヶ月まででしたよね。
こども入園 課長：	はい。
高尾会長：	それが要するに2歳の年度末までということになるのですよね。それは利用者としてのメリットというのはどこにありますか。
こども入園 課長：	子どもを預ける期間が、延長できるという形になります。
高尾会長：	どうですか。保護者の立場としまして。
平井委員：	私も4月に育児休業を延長して利用させていただいた身なのですが、2歳になるということで、こういった制度が進むということは、なかなか入りにくい状況にある中でありがたい制度だと思います。ただ一方で利用する身としては、他の方が利用できなくなったりという部分が心苦しかったので、その部分ではさっきみたいに新しい所に移ったりとかいうふうに進めてくださっているんだと思いました。下の子が2歳の年度末で上の子が在園できても、育児休業自体が2歳で終了してしまった場合はどういう対応になるのでしょうか。
高尾会長：	では、事務局お願いいたします。
こども入園 課長：	はい。あくまでも育児休業取得期間中ということになりますので、2歳で終了したとすれば2歳までという形になります。
高尾会長：	他にご質問やご意見がありましたらお願いいたします。 つまりそうすると、待機児童対策には効果的だということですか。どうですか。

こども入園課長：	待機児童対策に直結ということではないのですけれども、子どもの生活環境を第一に考えた制度としています。
高尾会長：	どうですか。はい。どうぞ。
西委員：	西です。育休中の育児不安を解消するにはいい制度かなあと。安心して預けられるというところで私は賛成なのですけれども、逆に言えば、入れなくて待っている方達にとっては、その枠が常に育休の、元正規だった人達が優先されるという、若干アンバランスな部分がでてくるだろうとは思いますが。ただその分きちんと確保策があれば、やはり第2子第3子という、少子化対策の側面から見てもいいことなのではないかと基本的には思っています。
高尾会長：	では、事務局のほうで説明があればお願いします。
大野部長：	部長でございます。今の西委員のご発言の通りで、やはり待機児童の数からいけば、2歳まで長くするということは他の人が入れないという問題が出てまいりますので、その辺は若干のデメリットはございますけれども、スムーズな復職ということを考えたり、お子さんのことを考えれば、今回この制度は国が2歳まで伸ばしたことがございますので、現時点ではこれが一番いいかなと思います。後は施設整備を早急に進めていくということで対応していかざるをえないなど事務局では認識しております。
高尾会長：	はい。ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。それでは今後このことがどういうふうに移って行くのか、メリット・デメリットがどういうように現れて行くのかも含めて今後の議論の対象になろうかと思えます。 それでは次の議題にいきたいと思います。次第5「第1期障害児福祉計画について（報告）」です。事務局より説明をお願いいたします。
発達支援課長：	発達支援課でございます。第1期障害児福祉計画についてご報告いたします。 第1期障害児福祉計画につきましては、平成28年6月に児童福祉法の一部改正によりまして、市町村において作成が義務付けられ、平成30年4月に施行することとなりました。この障害児福祉計画は、障害者福祉計

	<p>画と、成人の計画ですけれども、一体のものとして策定することができることとされていることから、社会福祉審議会に諮問し、障害者福祉計画の部分と同時進行で策定しているところでございます。資料 7 をご覧ください。</p> <p>(資料 7「第 1 期障害児福祉計画について」に基づき説明)</p>
高尾会長：	<p>それでは障害児福祉計画の策定につきまして、事務局から説明がありましたけれども、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
野見山委員：	<p>アンケートの内容みたいなものは資料があつたりするのでしょうか。</p>
高尾会長：	<p>では、事務局。</p>
発達支援課長：	<p>はい。ご質問のアンケートにつきましては、先ほど申し上げました、障害のある方の暮らしと福祉についての意識調査のほうでしょうか。審議会の方でご説明した内容のものでよろしいですか。2 つございまして。アンケート調査のまとめというものが小冊子になっておりまして、こちらの方は公開になっております。障害者支援課にありまして、ご覧いただけると聞いています。</p>
高尾会長：	<p>よろしいですか。</p>
野見山委員：	<p>なんとなくそのアンケートの内容の概要というものを少し教えていただいてもよろしいですか。</p>
発達支援課長：	<p>それでは簡単ではございますが、内容につきまして、まず調査の対象ですけれども、障害に係る各種手帳を所持する市民の方、と手帳を所持しない市民の方が対象となっております。障害の手帳をお持ちの方に関しましては 2,500 名、手帳を所持しない方に関しましては 500 名ということで、合計 3,000 名の方が対象になったということです。手帳をお持ちの方の有効回収率が 55.1%、手帳を所持しない市民の方が 37.8%の有効回収率ということでございます。質問内容でございますけれども、まず手帳をお持ちの方ですが、属性であるとか健康について、あるいは暮らしを取り巻く環境について、暮らしの場や家計について、介助について、外出についてといったところです。それから手帳をお持ちでない方</p>

	<p>につきましては、まず属性でございます。それから健康・福祉に対する関心についてであるとか、日常生活における障害者との関わりなどについて、余暇活動や障害者を支援する活動についてなどです。</p>
野見山委員：	<p>一つだけ質問してよろしいでしょうか。野見山ですけれども、手帳を所持しない方というのは、どのように選ばれたのか教えてください。</p>
発達支援課長：	<p>障害者支援課で、手帳をお持ちの方を除いた住民基本台帳から抽出したとお聞きしています。</p>
野見山委員：	<p>ありがとうございました。</p>
高尾会長：	<p>他にご質問・ご意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
後藤委員：	<p>後藤です。資料7のタイトルが「障害児」でいいのですか。「障害者」となっている。</p>
発達支援課長：	<p>障害児です。</p>
後藤委員：	<p>そうですね。だとすると、計画の位置づけと言いますか、子ども・子育て支援事業計画でも例えば基本目標5で、「発達の支援が必要な子ども」という話があるのですけれども、これは全く別に作らなければならないものなのでしょうか。一緒に作るとか、どういう感じなのか教えていただけますか。</p>
発達支援課長：	<p>計画といたしましては、市川市子ども・子育て支援事業計画がありますが、それに対する形で市川市障害者計画があります。その中に今回は障害児の福祉計画を入れ込んでいく形になっております。計画作成の期間でございますが、障害者計画が平成30年度から32年度となっております。(第2期の)市川市子ども・子育て支援事業計画が平成32年からありますので障害者計画の方が先行する形になりますことから、先行している障害児福祉計画の内容が子ども・子育て支援事業計画に反映される形になります。それにあたっては連携・整合性を取っていくという形になります。</p>

後藤委員：	位置づけとしてはこちらの方が上位というか、より詳細なのがこちらという。
発達支援課長：	障害児の福祉計画につきましては、具体的には障害児通所支援サービスの具体的な量や数値目標などが、入ってきますので、より具体的な内容ということになってくるのではないかと考えています。
後藤委員：	わかりました。ありがとうございました。
高尾会長：	<p>従来、障害児の計画というのはなかった訳ですよ。ですから今回1期として作っていくということは重要なことだと思います。</p> <p>他にご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>それではほぼ議題につきましてはこれで終了ということになりますけれども、もしその他のところでご質問がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
川副副会長：	障害福祉計画と書いてあるのでそのように受け止めたのですが、この差別、国とか世界の国で批准をいたしまして、その後差別防止法の条例も制定されていますし、市川市としてはその辺が今後どういうスケジュールになっているのかお聞かせ願いたいと思います。
高尾会長：	よろしいですか。行政の方で。
発達支援課長：	ご質問の内容としましては、障害の有る無しにかかわらず、地域で健やかに育つということをどのように確保していくかということかと思っております。委員のご指摘の通り、今後そういったものを目指していこうと思っております。今回の計画につきましては、障害のある児童、あるいは発達に課題のある児童につきましては、具体的にサービス量の目標を定めていくものですから、その理念を基に地域でどのように確保していくかということを入れていきたいと考えております。先ほど申し上げました子育て支援計画・事業計画の中にも、発達に課題のあるお子さんに対する計画も入ってくるということになりますので、その中で整合性を取っていきたいと考えております。
高尾会長：	今の川副先生の意見は、計画の中にそういう人権のような問題を基本

	<p>的な視点を置いてやっていってほしいというご意見だと思うのですね。</p>
川副副会長：	<p>計画は計画で進めていただいて、市川市として何らかの条例の策定とか差別防止のための条例策定の計画があるのかどうかというのをお聞きしたい。</p>
発達支援課長：	<p>条例はありませんが、国の法律で障害者差別解消法があり、この法律に沿った対応要領はあったと思います。合理的配慮ということをしていこうという要領で障害者支援課で作成していると思います。</p>
高尾会長：	<p>他にご意見があればお願いしたいと思います。よろしいですか。</p>
吉原委員：	<p>吉原です。先ほどの利用定員のところの話なのですが、待機児童を解消しなければいけないということは重々わかっている中でお聞きしたいのですが、基本的に今後施設整備を進めるにあたって、先ほどどなたかが、環境的なもの、そらまめ保育園さんが定員が 168 名ほどと言った中で、風営法にひっかかるスペースがあるとかないとかという話が出てきましたけれども、量も確保しなければいけないけれども、質的な問題をどのように担保されながら施設整備をされるのか、運営者の方から作りたいということであればどこでも作らせるというお考えなのか、それとも色々なことを鑑みながらその中で精査されているのか、そのバランスというか、質の担保ということをこれから施設計画をするにあたりどのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいです。</p>
高尾会長：	<p>では、お願いいたします。</p>
こども施設 計画課長：	<p>こども施設計画課長でございます。私どもとしましては、正直に言いまして、造りたいというところには造らせたいというのが本音でございますけれども、一度現地を見させていただいております。あまりにも環境的によくないなというところにつきましては、遠回しにご遠慮いただくという形をお願いしております。法律的には造りたいと言えば造れる施設にはなっております。ただ、今回の市川南につきましても、70m以内にパチンコ店がありますけれども、再開発の状況をご覧いただくとわかると思うのですが、他の地に比べて大変綺麗な街並みで整っております、70m以内にパチンコ店があるとは言いながら、いい環境かなと私は感じております。ですから、何が何でも造りたいから造らせ</p>

	<p>てと言われて、はいどうぞと言いたいところなのですが、私どもが現地を見させていただいて、ここはあまりにもという所はご遠慮いただいているところが現状でございまして、そういう形で運営させていただいております。また、その後につきましても、近隣の方々のご協力無くして、保育園というのは運営できないところでございます。ですから自治会長さんですとか周囲の方々とのお話を総合させていただきながら、保育園整備の方を進めていきたいと考えております。</p>
高尾会長：	吉原委員さん、よろしいですか。
吉原委員：	<p>はい。難しい問題だなと思ひまして。あそこが子どもにとって環境がすばらしいと言えるのかどうか、私の個人的な意見では何とも言えません。確かに街並みは綺麗かもしれないですけれども。それが本当に子どもにとっていいのかどうかよくわからない。何がすばらしくて何がすばらしくないのか、価値判断の問題になってくるので、これ以上申し上げられないのですけれども、造るにあたって、親のことはもちろんですけれども、子どもの視点をきちっと、根本に据えていただいて、先ほどの公園の話ではないですけれども、草がぼうぼうに生えている炎天下の公園では使い物になりませんし、その辺のところを鑑みながら、親にとっての便利性と子どもにとってのいい環境を相容れるのか入れないのか、その辺は施設の整備をされる行政のお考えだと思いますので、その辺のところを鑑みながらぜひ子どもにとっていい施設をたくさん造っていただけるようお願いしたいというのが私の個人的な意見です。</p>
高尾会長：	はい、どうぞ。
知久委員：	<p>知久です。風営法の話が出たのですけれども、私が思ったのは、パチンコ店で働いていらっしゃる方達のお子さんを預かるような場所も必要だと思ひるので、そういう箇所を一概に、確かに私も親としてはいい場所ではないと思ひのですけれども、そんなにのけ者にしないで、街の一つだと思ひて受け止めてほしいなと思ひます。</p>
高尾会長：	はい、他に。どうぞ。
後藤委員：	<p>積極的に市がここに造ってほしいというような場所を案内するという方策はあつたりするのですか。基本は業者が提案するというやり方なの</p>

	でしょうか。
こども施設 計画課長：	こども施設計画課長でございます。今、待機児童が多いのは、総武線沿線の市川駅、本八幡駅、この辺が待機児童が大変多くなっておりまして、特に市川の南側では1園で待機児童が50人という、1学年ですね、50人待ちというところもございます。それから東西線ですと妙典駅、こちらの方が今待機児童が大変多くなっている地域でございますので、こちらにつきましては整備費をご案内させていただきながら、行政が行ってもなかなか土地を貸してくれないといったところもございます。行政だから貸さないという地主さんもいらっしゃいます。ですから事業者さんの方からお持ちいただくというような、私どもはそのお話の中で近隣説明等にも参加させていただきましますし、資金面の方でもご協力させていただきながら進めたいと考えております。以上でございます。
後藤委員：	ありがとうございます。私も難しいなと思うのですけれども、保育施設整備の視点というか妥協点というのはだめなのかなと思って。例えば、駅前にニーズが多いとか、駅前に人がいっぱい住んでいたりとか、そこから通勤に行くということになるのだと思いますが、駅前で住宅の買い替えとか結構あると思うのですが、その時に一定規模のマンションには設置義務で付けてもらうとか、そういう仕組みも他の自治体さんにはあったりするので、検討する必要があるのかなと思いました。ただその時に、先ほどおっしゃっていたように、子どもを中心に考えて、どういう環境がいいのかというのは一番大切にしてほしいし、市長の発言を議事録で見たのですが、駅前はなかなか反対運動が起きないから駅の近くに保育園を造ってくというような議事録を読んだ気がするのですけれども、それは親の目線だなと思っていて、子どもの目線でどこがいいかというのをぜひ市として積極的に検討していただけたらと思いました。
高尾会長：	他によろしいですか。はい、どうぞ。
野見山委員：	どこかの、私もはっきりとはしないのですけれども、やはり駅前にニーズがあるのでございますけれども、子どもの環境のことを考えて、駅の辺りにバスに来てもらって、郊外に送り迎えをするというようなことをしている保育園もあるみたいなのではございますけれども、他の自治体では駅前のほうにニーズはあるけれども、違うところでの保育園に行くような調査みたいなものはなさっているのですか。

高尾会長：	事務局のほうで。
こども施設 計画課長：	<p>流山を代表とします、駅前からバスで送迎ということもございます。市川市内でも一応検討はさせていただいておりますけれども、郊外といえますか、駅から離れたところでバスということになりなますと、0～1歳を乗せるというのは無理がありますので、やはり3歳以上というところで流山も括っております。そうなりますと、3歳以上で園が空いているところがあるかという現実には無いのです。5歳くらいになりますと、転勤でいなくなってそこが埋まらないということがあるのでございますけれども、やはり3歳というのが一つのネックになっております。そういうところから、バスを走らせても受け入れられる園が無いというのが現状でございます。じゃあ駅前だけに造ればいいのかという訳ではなくて、やはりご自宅の近くで例えばお子さんを預けて、お父さん・お母さんはそこから自転車で駅前行くというのがみなさん考えていらっしゃるからと思いますので、駅前だけという訳ではございません。市川市内全域で保育園整備を進めていきたいと考えます。ただ、大町ですとかあちらの方になりますと極端に子どもの数が少ないという状況でございます。あちらの方ではあまり積極的に進めないというところがございますけれども、総武線沿線であれば、どこでも整備を積極的に進めさせていただきたいと思っております。駅前、それから住宅地に限らずみなさんのご理解をいただきながら全体的に保育園整備を進めさせていただいているというところでございます。</p>
高尾会長：	川副委員さん。
川副委員：	<p>川副です。実際に自分がこども園をやっている、子どもの育ちは今が一番重要ですし、親もその中で育っていくと。子どもの育ちの環境に、市川がどういうふうを考えていくのかというのは、大事な視点に思っただけだと思います。それから待機児童の問題は、施設整備だけではなくて次の課題がありまして、それは保育士さんの確保の問題です。施設整備をしても保育士さんが確保できないという問題があります。そこで特に最近めざましいのが、隣の船橋市が積極的に保育士さんの確保で、高校生の子どもの奨学金制度を作ったりしているのですが、県の奨学金制度と船橋市の単独の奨学金制度、そこからお互いにはないですが奨学金制度を整備しております。保育士さんの確保について、市川</p>

	<p>市は今どういう取組をしているのかということ、概略を皆さんにお話しただけだと思います。それから奨学金制度は市川には無いので、そこら辺も市川市はどのように考えていらっしゃるのかお話をいただきたいと思います。</p>
<p>こども施設 運営課長：</p>	<p>こども施設運営課長でございます。市川の保育士、公立の場合は幸にして、募集をすると、ほぼほぼ定員は取れているといったところでございます。船橋が昨年・一昨年と、公立でもだいぶ苦戦したということは新聞等でみなさんご承知だと思うのですが、では民間保育園はどうかといいますと、平成27年度までにすでにあった保育園が、27年度から28年度までの間に大体50人くらい保育士さんが増えているんですね。そして28年度から29年度までにまたさらに50人くらい増えている。ですから少なくとも定員を割り込んで子どもを受けられないという園は、市川市内には無いとご説明できます。民間の園長先生方が非常に頑張っていて、定員を超えて受け入れていただいていると。一方市川市としては、保育士の配置の基準が、他の自治体と比べて数字が大きいのです。ですからその分、余裕をもった保育ができるということもあって、離職率が比較的少なく平均勤続年数が長いといった特徴があります。私どもは元々職員給与を高くするというのを、昭和の時代からずっと続けてきていまして、そういうことが功を奏して、先ほどの職員の数が維持出来ているということでございます。</p> <p>それから平成28年の4月に、28年度中という言い方がいいのでしょうか、出来た保育園は20近くあるのですが、ここで必要になる保育士さんは二百数十名いるのですが、全て確保出来ています。昔からの保育園に比べて、新しく造った保育園の定員もしっかり預かることが出来る保育士を確保出来ているというのが現状でございます。修学資金のお話もございましたけれども、各自治体の考え方だと思います。私どもは質の高い保育士をきちんと確保しようということで給与処遇を上げてきたという考え方を持っています。一方他の自治体では、花火のようにどんと打ち上げてPRしている施策をお取りになるところもありますので、ここは現状に応じた施策をとっていくということでございます。</p>
<p>高尾会長：</p>	<p>今のところはうまくいっているということなのでしょうけれども、今、幼稚園も含めて学生は、介護なんかもなかなか振り向かないというところがあるんですね。ネガティブキャンペーンといいますか、3Kだとか5Kだとか言っている、あれが非常に邪魔になっている訳ですね。だから</p>

	<p>いいイメージを植え付けるといいますか、そういうことが重要なんだと思います。例えば介護だって千葉県の場合は奨学金なんかを入れていくと4年間で400万円以上貸してくれるんですよね。だからそれで4年間いけるかなという感じなのですよ。それでもそれを受けて行こうという人があまり出てこない。非常に深刻な問題だと思いますね。幼稚園なんかも人気があったんですけども、そうでもなくなってきたんですよね。それは保育士と連動してです。今は非常に悪いというのが特徴ですね。今は大体一人っ子ですから、親がそんな大変なところに行く必要がないと、拒否的な傾向を示すと、対応を示すということが非常に問題だと言われております。</p> <p>だから今のところは確保できていて、うまくいっているようですけども、今後、少子化も影響してくると思いますので、大変になってくると思いますね。その時の対策が必要ということですよ。</p> <p>他にご意見がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。</p>
渡慶次委員：	<p>渡慶次と申します。先ほどのニーズがあるところに保育園を造るところで思ったことなのですが、ここだけでは全然できることではないのですが、先ほど後藤委員さんが街づくりという視点で、私は市川の過疎地帯の大町に住んでおまして、そこで3人の子どもを育てて、本当にとってもすばらしい環境で、いい子育てが出来たなと思っています。確かに一番下の息子が大野保育園まで通っていたのですが、自転車で20分くらい通うのがすごく大変だったんですよね。大町は市営住宅もあって、とてもひとり親が多い地域でもあります。市川の貧困というところが集まっているのではというような地域でもあるのかなと思っています。ただすごくいい環境で、市営住宅という、たぶん子育て世帯にはとてもいい3DKという市営住宅があるのに、今そこがほぼ老人世帯だけになっていて、空きの部屋もいっぱいあってという、すごくもったいないなと思っています。大町小学校が今100人いるかないかというところで、でもとてもすばらしい小学校で、たぶん保育園が無いからそこに住めない、施設が無いから住めない、どんどんみんな便利な方に行くのですけれども、大町の方にも素敵な保育園があればたぶん子育て世帯がそこに行って市営住宅にも住むと思うんです。せつかくあるその施設を有効利用するというその辺の視点からもぜひ考えていただけたらと思います。</p>
高尾会長：	<p>はい、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは次第の6にありました「幼保就職ナビ in いちかわ」について</p>

	事務局から説明をお願いいたします。
こども施設 運営課副参事：	こども施設運営課です。皆様のお手元にあります黄色いチラシになります。 (資料8「「幼保就職ナビ in いちかわ」について」に基づき説明)
高尾会長：	できるだけいいイメージを与えていただきたいと思います。 よろしいでしょうか。 それでは、これもちまして第1回市川市子ども・子育て会議を終了 致します。

【 午後3時00分 閉会 】